

(令和 7 年 10 月 31 日作成)

(令和●年●月●日更新)

表題	e-Tax ソフト (WEB 版) から送信した申告等データに誤りがあったため、訂正したい
ファイル名	4 訂正手続：納税証明書関係

目次

- 1 請求した納税証明書の種類が書面の場合 1
- 2 請求した納税証明書の種類が電子証明書の場合 1

1 請求した納税証明書の種類が書面の場合
個別の相談になりますので、請求先の税務署に電話をしていただき、音声案内で「2」番を選択してください。電話口の税務署の職員にご相談ください。
2 請求した納税証明書の種類が電子証明書の場合
電子納税証明書の交付請求後、納税証明書を発行する受信通知(2 通目)がメッセージボックスに格納されます。 この納税証明書を発行する受信通知で発行不要の旨のボタンを押すと、その時点で請求が取り消されますので、手数料の納付は必要ありません。 なお、納税証明書を発行する受信通知で発行を承認するボタンを押すと、手数料の納付を行うことが可能となりますが、その後、電子納税証明書が不要となった場合は納付する必要はありません。 また、手数料の納付は、納付番号の有効期限（納税証明書発行の受付結果がメッセージボックスに格納された日から 30 日間）が経過した時点でできなくなります。 手数料を既に納付してしまった場合は、お手数ですが、個別の相談になりますので、請求先の税務署に電話をしていただき、音声案内で「2」番を選択してください。電話口の税務署の職員にご相談ください。